

4 減価償却資産の耐用年数に関する省令」の一部改正について

平成 20 年度の税制改正に伴い固定資産評価基準の償却資産の耐用年数が変更されました。

これまで、償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）**別表第 1、別表第 2 及び別表第 5 から別表第 8**までに掲げる耐用年数によるものとされてきました。しかしながら、この税制改正に伴い、**別表第 1、別表第 2、別表第 5 及び別表第 6**に掲げる耐用年数によるものと変更されました。加えて、それぞれの別表についても下記の通り幾つかの変更がありました。

別表第一「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」は有形減価償却資産が追加されました。

別表第二「機械及び装置の耐用年数表」は機械及び装置の区分について 390 区分から 55 区分に改正されました。

旧別表第五と旧別表第六は統合され**別表第五**「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」に改正されました。

旧別表第八「開発研究用減価償却資産の耐用年数表」は**別表第六**になりました。

旧別表第七「農林業用減価償却資産の耐用年数表」は資産区分の見直しにより、別表第一及び別表第二に統合されたことから、削除されました。